

財団法人国土育英会

寄付行為

財団法人 国土育英会寄付行為

第一章 総 則

(名称)

第1条 この法人は財団法人国土育英会という。

(事務所)

第2条 この法人は事務所を東京都渋谷区松濤一丁目9番22号に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、一般有為の学生のうち、学術優秀、品行方正、身体頑健でありながら、経済的理由によって修学が困難なものに対し、奨学援助を行い、もって社会有用の人材を育成することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 学資金の給与
- (2) 学資金を受ける学生の補導
- (3) その他目的を達成するのに必要な事業

第三章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は次のとおりとする。

- (1) この法人設立当初、国土育英会残余財産全額寄付にかかる別紙財産目録の財産
- (2) 資産より生ずる果実
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金及び返還金
- (5) その他収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の二種とする。

基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 成立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は理事長が管理し、基本財産のうち現金は理事会の決議を経て定期預金とする等、確実な方法により理事長が管理する。

(基本財産の処分制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に組み入れてはならない。

ただし、この法人のやむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらを処分することが出来る。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長が編成し、理事会において現在理事数の3分の2以上の議決を経て、毎会計年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の収支決算は理事長が作成し、財産目録、事業報告書及び財産増減事由書とともに、監事の意見をつけ、理事会において理事現在数の3分の2以上の承認をうけて、毎会計年度終了後3ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

この法人の収支決算に余剰があるときは、理事会の決議を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入を持って償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担)

第13条 第8条但し書き、及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算の定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄のうち重要なものを行おうとする時は、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第四章 役員、評議員及び職員

(役員)

第15条 この法人には次の役員を置く。

- 1 理事6名以上10名以内（うち理事長を1名及び常務理事を1名とする）。
- 2 監事2名

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事長は互選で理事長及び常務理事を定める。

2 理事の選任にあたっては、理事のいずれか1人及びその親族その他特別な関係にあるものが、理事現在数の3分の1を越えてはならない。

3 監事には、この法人の理事（その親族やその他特別な関係にあるものを含む）及び職員が含まれてはならない。又、各監事は相互に親族その他特別な関係があつてはならない。

(理事の職務)

第17条 理事長はこの法人の職務を総理し、この法人を代表する。

2 理事長に事故があるとき又は欠けたときは、常務理事がその職務を代行しまたはその職務を行なう。

3 常務理事は理事長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事する。

4 理事は理事会を組織して、この法人の業務を議決し執行する。

(監事の職務)

第18条 監事はこの法人の業務及び財産に関し各号に規程する業務を行なう。

(1) 法人の財産の状況を監査すること

(2) 理事の業務執行状況を監査すること

(3) 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見した時は、これを理事会、評議員会、又は文部科学大臣に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること

(役員任期)

第19条 この法人の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員によって選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。

(役員解任)

第20条 役員は次の各号に掲げる事項に該当する時は理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決により、その役員を解任することが出来る。

(1) 心身故障のため職務の執行にたえないと認めるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められるとき

(役員の報酬)

第21条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 常勤役員に対する報酬は、理事会の決議を経て理事長がこれを定める。

(評議員の選出)

第22条 この法人には、評議員13名以上21名以内を置く。

2 評議員は理事会で選出し、理事長が任命する。

3 評議員には、第16条2項、第19条及び第20条の規定を準用する。

(評議員の職務)

第23条 評議員は、評議員会を組織して、この寄付行為に定める事項を行なうほか、理事会に諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事会に意見を述べる事が出来る。

(職員)

第24条 この法人は事務を処理するため、必要な職員を置く。

2 職員は理事長が任命する。

3 職員は有給とする。

第五章 会 議

(理事会の招集等)

第25条 理事会は毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、又は、理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合、その請求のあった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は理事長とする。

(理事会の定足数)

第26条 理事会は理事現在数の3分の2以上の理事が出席しなければ、その議事を開き、議決することは出来ない。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した理事は、出席者とみなす。

2 理事会は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数によって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(評議員会)

第27条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聞き、その同意を得なくてはならない。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

(2) 事業報告及び収支決算についての事項

(3) 基本財産についての事項

(4) 長期借入金についての事項

(5) 奨学金給与規程の変更に関する事項

(6) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄

に関する事項

(7) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会が必要と認めるもの

2 評議員の議長は互選で決める。

3 第25条第1項並びに前条の規定は評議員会についてこれを準用する。この場合において前2条中「理事会」および「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第28条 全ての会議は、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名の上押印の上、これを保存する。

第六章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第29条 この寄付行為は、理事現在数及び評議員現在数各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければ変更できない。

(解散)

第30条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第31条 この法人に伴う残余財産は、国、地方公共団体、又はこの法人の目的に類似の目的を持つ公益法人のうち、解散時における理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けたものに帰属させるものとする。

第七章 補 則

(書類及び帳簿の備蓄等)

第32条 この法人の事務所に、次の書類を備えなければならない。

ただし、法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えた時はこの限りではない。

- (1) 寄付行為及び奨学金給与規程
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公往復書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

2 前項書類は永久保存としなければならない
ただし、前項5号の帳簿及び書類は10年以上、同項7号から9号の書類及び帳簿にあたっては、2年以上保存しなければならない。

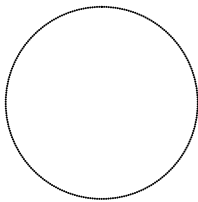
(細則)

第33条 この寄付行為の細則は、理事会の議決を経て別に定める。
ただし、奨学金給与規程を制定し又は変更する時は文部科学大臣の承認を得なければならない。

付 則

この寄付行為は平成21年10月22日から実施する

平成21年10月22日



財団法人国土育英会
理事長 ウィルボン 由貴

